

## 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団と学校法人関西金光学園関西福祉大学との連携に関する協定書

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団（以下「甲」という。）と学校法人関西金光学園関西福祉大学（以下「乙」という。）は、社会福祉の発展と福祉人材の育成・確保に寄与することを目的とし、福祉・医療の分野における連携に関して、次のとおり協定を締結する。

### （連携事項）

第1条 甲及び乙は、次の事項について連携する。

- （1）社会福祉の発展に強い使命感をもった福祉人材の育成に関すること
- （2）実践教育及び就職支援に関すること
- （3）相互のイベント、講演会等への講師派遣や交流に関すること
- （4）その他、本連携に寄与する事項の推進に関すること

### （推進体制）

第2条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲及び乙は、必要に応じて会議を設けることができる。

### （協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲又は乙から書面による解除の申し入れがないときは、本協定と同一条件でさらに3年間継続し、以後も同様とする。

### （協定の解除）

第4条 前条にかかわらず、甲又は乙は、6ヶ月前に本協定の解除の申し入れを行うことにより、本協定を解除することができる。

### （その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人  
兵庫県社会福祉事業団  
理事長

（自署）

乙 学校法人関西金光学園  
関西福祉大学  
学長

（自署）